

## ドイツ連邦弁護士連合会主催の 「国際弁護士フォーラム」について ～弁護士会による国際イベント実施戦略の動向と併せて～

東京弁護士会会員・  
日弁連国際室幹事  
**山口 雄**  
*Yamaguchi, Takeshi*

### 1 はじめに

筆者は、ドイツ連邦共和国の首都ベルリンにおいて、ドイツ連邦弁護士連合会（BRAK）<sup>1)</sup>が主催する「国際弁護士フォーラム」（独 Internationales Anwaltsforum der BRAK、英 International Lawyers' Forum。本稿では、以下「IAF」という。）に日弁連代表者として派遣され、2015年3月27日の本会議等に参加した。

### 2 弁護士会による国際イベント実施の国際戦略と近年の活況

IAFは弁護士会主導による新規国際会議の一例だが、その背景として、分野を問わず案件や会務の内容が国際化している近年、弁護士会による国際イベントの主催・後援が世界的に増えている。テーマ的には人権（国際的な経験交流や連帯）とビジネス（国際的業務拡大の後押し等）の両方が見られ、参加の対象や規模も、開催規模を誇るタイプ・中間規模の実務者会議タイプ・比較的少人数に絞った執行部外交タイプと様々だが、いずれも、会員や執行部が各国一流の法曹と直接交流して、最先端の知識・経験や世界情勢に接する機会を作り出す。

このため、世界の有力弁護士会は、既存イベントの拡大再編、新規イベントの立ち上げや、国際法曹団体との連携強化（大会開催誘致等）に注力している。さらに、国際的な影響力拡大や法律市場開拓（法やサービスの「輸出」）も視野に入れた広報・マーケティング戦略から、外国ゲストの招待や、外国での会議の共催・後援も増えている。本稿は詳細を述べる紙幅を欠く

が、今後さらに強まる傾向と思われる。

### 3 欧州全域及びドイツの場合

欧州の最新状況はどうか。イギリス<sup>2)</sup>等、国際イベントを開催できる体力のある弁護士会の場合、年次行事としてリーガルイヤー開始式典を開催している例がしばしば見られる<sup>3)</sup>。加えて、イギリスは近年、ビジネスイベントとのタイアップ、自国制度の国際広報、若手の海外研修等にも力を入れ、国際交流の多角化を図っている。

他方、新興国の取組では、ロシアの「国際リーガルフォーラム」（2011年～）が代表例である。その狙いは、法的側面からの信頼醸成・交流拡大・業務拡大など多岐にわたるようだが、ロシア連邦弁護士連合会がオールロシア態勢で参加者を集めて2000人規模の大会を実現し、存在感を示している。

これに対し、ドイツでは近年、以上いずれのタイプとも異なる特徴の見られるIAFが、BRAKにより2013年3月に第1回が開催され、2015年3月に第2回が開催された（隔年開催方式）。日弁連は、BRAKと友好協定（2008年締結）があり、欧州域外から各回とも招待されている。

### 4 IAFの特徴

(1) IAFは、欧州全域の各国に、欧州域外の数か国を加えた、約30の国と地域からの参加を得ている。招待制によって参加者総数が100人程度に事前調整されるとともに、主要弁護士会

- 1) ドイツ連邦共和国には、全国規模の弁護士会（強制加入団体）として、ドイツ連邦弁護士連合会（Bundesrechtsanwaltskammer：BRAK）がある。ただし、日本と異なり、別途に任意加入団体のドイツ弁護士協会（DAV）が併存し、研修の実施や利益団体としての活動を担っている。
- 2) 厳密には、法域としてはイングランド及びウェールズである。弁護士会も、ソリシターのロー・ソサイエティと、パリスターのバー・カウンシルがある。
- 3) イギリスをはじめ、アジアを含むコモンロー系の国でよく見られる。国内外から弁護士会執行部や高官を招待して緊密な関係を醸成している。欧州域内の大連法系の国でも、フランスのように同様の行事を盛大に開催している国もある。

(欧洲域外ではABA(米国法曹協会)等)や国際法曹団体(CCB(E(欧洲弁護士会評議会)、IBA(国際法曹協会)、AIJA(若手法曹国際協会)、ローエイシア(アジア太平洋弁護士協議会)等)を含む、主に会長クラスが集う会議形態が採られている。このため、首脳外交型の多国間会議の雰囲気が見られ、各国弁護士会のトップ等と交流しつつ、その見解や発言を直接把握できる場として、新たに重要性を増している。

加えて今回からは、アジア弁護士会代表者ラウンドテーブル(円卓会議)もイベントとして併催されている。ドイツの対アジア関係は、旧東側諸国との歴史的関係や、ドイツ企業の進出先との個別的関係に加え、近時はローエイシア(現会長は日弁連会員の鈴木五十三弁護士)との関係が急速に進展している。ローエイシアは今回からIAFに招待され、BRAKのFilges会長と円卓会議等でトップ協議の機会を持った。共催企画も日々検討されるようである。

以上のようなIAFの機能や雰囲気は、欧州や香港等のリーガルイヤー開始式典と似た要素も見て取れるが、IAFの主たる要素は式典ではなく会議と交流である。他方、執行部の参加する多国間会議という点は、CCBEやアジア弁護士会会長会議(POLA)との類似もうかがえるが、IAFは名実ともにBRAKの主催で、テーマ設定等にもドイツの問題関心を打ち出せる。ドイツは欧州の経済・政治分野では一段と重みを増しているが、法律業務など司法分野ではコモンロー系との競争にさらされ、国際的影響力は限定的だった面もあり、今後はIAFを活用して自らの関心を発信していくことも予想される。

(2) 各回のテーマにつき、第1回はドイツのやや国内的な問題関心に基づく「弁護士任官(日本と異なり、憲法裁・最高裁の裁判官任用問題)」だったが、第2回は、より国際的な関心事項でドイツも自負のある「司法アクセス」だった。

今回のテーマはIBA東京大会でも取り上げられており、議論の連續性も意識されていた。報告と討論では、「司法アクセスの保障は誰の責務において確保されるべきか」という切り口か

ら各国の現状と課題に触れつつ、それは弁護士の職業的義務やプロボノ活動のみに任され得るものではなく国家・政府の重要な義務であるにせよ、法曹の役割としてなお何があり得るかという問題は残ると指摘された。また、法制度外の悩みとして国家・政府の財源問題がつきまとつという指摘や、統治機構が機能していない国では自力解決が難しいという指摘もあった。そして、司法アクセスの確保に万能薬はなく、むしろ、国情に合わせた最適な混合戦略(mixed approach)が必要であろうと総括された。

(3) また、IAFで首脳外交型の多国間会議の雰囲気がよく表れており印象的だったのは、上記テーマに関連して、ABS(alternative business structure: 非弁護士参加型法律事務所。弁護士の独立を害するおそれがあるが指摘されている。)の許容は、果たして最終的に司法アクセスの改善や利用者の利益につながるのか、という問題に言及があったときの議場の光景である。BRAK自身は従前から、非弁護士に投資目的の出資・経営参加を認める形態のABS(投資型ABS)には特に反対を堅持しており、ABSの震源地イギリスとは見解を異にしてきたが、今回は米ABAのHubbard会長も、ABSは弁護士のコアバリューとは整合しない旨を基調報告で述べた。すると、フロアからは拍手が沸き、自然発生的に議場中に広がり万雷の拍手となって、しばし鳴り続けた。拍手にはドイツからの参加者が混じっていることを割り引いても、ABS推進論は国際的には少数派であることを当たりにする光景だった。他方で、近時の法律扶助削減問題に関しては、ABS問題とは一転して、Filges会長もイギリスの弁護士会の奮闘を大いに支持する旨を友好的に述べるなど、欧州の外交ぶりを垣間見た思いもした。

(4) IAFを今後とも注視していくことは、日系メディアや英米発の情報だけでは実感しにくい欧州の実情を把握する意味でも、また、域内大国ドイツの弁護士会の戦略動向は日本にとっても示唆に富むという意味でも、日本の法曹界全体に意義あることではないだろうか。